

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町は、滋賀県東部に広がる湖東平野の中央に位置し、面積が 7.8 km²と滋賀県で最も面積の小さいまちである。町のほぼ全域が平坦地で田畑が全体の約 5 割を占める緑豊かな田園地帯である。町の中央を近江鉄道本線、東海道新幹線、西部を国道 8 号線が縦断している。

商業については、交通に便利な国道 8 号線沿いに大型店舗等が集中しており、街なかの既存商店街については衰退している状況である。また、工業については、ほとんどが小規模な工場で占められている現状である。そんな中、町内の事業所の 9 割以上が小規模事業者で建設業、小売業が多く、こうした事業所の多くは設備等の更新が進んでいない状態である。人口構造についても、「製造業」「卸売業、小売業」の就業者が多く、近年では「医療、福祉」の就業者割合が高くなってきているが、高齢者人口の割合も高くなっており、少子高齢化が進み、労働力人口の減少など町内の中小企業・小規模事業者を取り巻く経済環境は依然として厳しいものがある。

このような中で、中小企業・小規模事業者の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基礎を構築していくことが喫緊の課題である。

(2) 目標

豊郷町では、平成 31 年 3 月に策定されました第 5 次豊郷町総合計画に基づき豊郷町商工会等の関係各所と連携し商工業を伸展させることを目標としている。認定経営革新等支援機関をはじめとする支援団体との連携を図り、中小企業・小規模事業者の生産性向上を促し、町内の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化及び経営の継続的発展を図るため、2 年間の導入促進基本計画期間内で 3 件の先端設備等導入基本計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

豊郷町では、中小企業・小規模事業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3 % 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

豊郷町の産業は、製造業をはじめ、建設業・小売業・サービス業などと多岐にわたり、多様な業種がありこれらの業種で広く中小企業・小規模事業者の生産性向上を実現する必要がある。従って、多様な産業の設備投資を支援する観点から対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

豊郷町の産業は、町の中央を通る中山道や西部を通る国道 8 号線周辺をはじめとする町内各所に事業所が分布している。このことから、広く事業所の生産性向上を実現する観点から、対象区域は町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

豊郷町の産業は、製造業をはじめ、建設業・小売業・サービス業などと多岐にわたり、様々な業種・事業が存在する。このことから、広く事業所の生産性向上を実現するために本計画の対象業種及び事業は、全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3 年間、4 年間、5 年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした先端設備等導入計画は認定の対象としない。

(2) 公序良俗に反する取組を行う中小企業・小規模事業者、反社会勢力との関係が認められる事業所については対象としない。

(3) 先端設備等導入計画が認定された事業者は、町が必要とした際に計画の進捗状況を報告することとする。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格 A 4 とする。